

平成29年度 「学校いじめ防止基本方針」

大分市立野津原西部小学校

1 はじめに

いじめが問題になって30年以上になり、その間、学校、関係諸機関等が様々な対策を行ってきた。文科省大臣も「緊急アピール」を行ったが、いじめ根絶には至っていない。そして、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、その第13条に、各学校が「いじめ防止基本方針」の策定する旨が規定された。平成29年3月には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も策定された。

以上を踏まえ、本校も本基本方針を策定し、毎年改善を加え「いじめを起こさせない・許さない」「早期発見・早期解決・再発防止」を共通理解し、組織的に取り組んでいく。

2 いじめの定義・いじめの理解～いじめに対する本校の基本認識～

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生活の立場に立って行うものである。

(平成25年度「いじめ防止対策推進法」第2条より)

(2) いじめの理解 (本校のとらえ)

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、一部の児童生徒だけの問題ではない。誰もが加害者にも被害者にもなる。」とう基本認識にたち、全校の児童が「いじめや暴力行為のない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定する。

【いじめ防止のための基本姿勢】

- ① 教職員が児童と向き合い、「いじめを許さない、見過ごさない」風土づくりに努める。
- ② 道徳を軸にして豊かな心の育成に努め、児童一人一人の自己有用感・自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、アンケートの実施、気になる子の出し合い等、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、組織的に迅速に対応し、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や関係諸機関と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

3 いじめの未然防止のための取組

すべての児童が、安心・安全に学校生活を送ることができる学校環境をつくることが未然防止の基本である。そのために、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくり、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる学校づくりに、学校全体で組織的に取り組むことが大切である。具体的には、分かりやすい授業づくり（わかる・できる喜びを味わう授業）を心がけることにより、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう取り組んでいく。

また、道徳の時間を中心に、様々な機会をとらえて、繰り返し「命の大切さ」「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように指導していく。見て見ぬふりをすることや知らん顔をする 것도「傍観者」としていじめに加担していることを知らせ、「いじめをしない、見過ごさない、許さない」を合言葉にして取り組む。

(1) わかる授業づくりに努める

児童が学校で過ごす時間の内、最も長い授業の中で、どの子も勉強がわかり、楽しいと感じることができれば、おもしろい、もっとやりたいと自信をもち意欲的になり、心が安定し、互いに高め合う落ち着いた学校風土ができる。

(2) 規律ある学校生活に努める

チャイムが鳴ったら席に着く、忘れ物・遅刻をしない、正しい姿勢で授業を受ける、発表の仕方・聞き方の約束を守るなど、学校全体で共通して取り組むことにより、落ち着いた学校風土ができる。

(3) 縦割り班活動で、友人関係、集団づくり、社会性の育成に努める

居場所づくりや絆づくりをキーワードにして、本校に根付く「縦割り班」活動を軸にして、学年の発達段階に応じて、集団の一員としての自覚・自信を育て、互いに認め合える人間関係・学校環境をつくるようにする。

また、地域の特色・豊かな自然を生かした体験活動（もち米作り・粃まき・田植え・稲刈り、もちつき、よもぎ団子・団子汁作り、昔遊び、スケート教室等）を通して、保護者や地域の方とのふれあいにより、豊かな情操を育む機会とする。

(4) いじめを許さない、見過ごさない学校風土づくりに努める

① 学校の人権・同和教育目標の推進に努める。

自己も他者も大切にできる子どもの育成

～支え合い認め合い差別を許さない学校集団づくり～

② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む学級集団づくりに努める。

③ 「花咲き山」の振り返りを毎月行い、子どもの良さを見つけ、認め合う仲間づくりに取り組む。

④ 道徳の時間を中心に、豊かな心を育む実践に努める。

学校行事、児童会活動、総合的な学習の時間や生活科など、学校教育活動全体における道徳性育成の推進を図る。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) 学校組織として、いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
気になる変化・行為が見られた場合は、「いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように」を記録として残し、必要に応じて活用できるようにしておく。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には職員会議や生活指導委員会等の場において気付いたことを共有し、全教職員で当該児童を見守る。(第4週の月曜日に、「気になる子の出し合い」を定例化し、共有化に努める)
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、担任・養護教諭による「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「いじめアンケート」「生活振り返りアンケート」を最低でも学期に1回実施し、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤ いじめをなくすための啓発強化週間として5月と12月(人権集会)、年2回実施する。
- ⑥ 必要に応じ「いじめ防止委員会」を持ち、対策を協議する。
- ⑦ いじめが認知(発見)された場合は、直ちに対策を講ずる。
- ⑧ 「いじめ防止」に対する年間計画を策定し、年間の取組について学期に取組評価アンケート(PDCAサイクル)を実施し、検証していく。
- ⑨ 教職員に対する校内研修(ネットいじめ、集団づくり、人権研修など)を行い、いじめ防止に対する力量を高める。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、全教職員で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導、徹底する。
- ④ 状況に応じて学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭と連携を取りながら(場合によっては他の諸機関とも)指導を行っていく。
- ⑥ いじめが解消したと判断できる場合にも継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

(3) いじめの対応

①いじめられている児童への対応・支援

②いじめている児童への対応・支援

③周りの児童への対応・指導

	①いじめられている児童への対応、支援	②いじめている児童への対応、支援	③周りの児童(観衆・傍観者)への対応・指導
教師の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・その子の苦しみに寄り添い、共感的に受けとめる姿勢で対応する 	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な毅然とした態度で対応する 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられている子のことだけでなく、みんなを守るという姿勢で対応していく事を伝える。
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校として「なんとしてもあなたを守る」という姿勢であることを伝える。 ・プライバシーの保護に十分注意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめはいかなる理由があっても許されない行為であることを伝える。 ・いじめられた側の心の痛みを配慮して指導する。 ・自分の言動が重大な結果(相手の人格を傷つけ、生命や身体、財産を脅かすこと)につながったことを自覚させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた側の心の痛みを配慮しなければいけない ・いじめを見聞きした時に教師や保護者に知らせる勇気を持つことが大切である。 ・プライバシーの保護に注意する。
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の被害状況の把握(外傷がある場合は病院での診療状況) ・金品の被害状況 ・警察に被害届を出す意思があるかどうか ・カウンセリングの必要性の有無 ・適応指導教室など特別な教育的な措置の必要性の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人へのカウンセリングや臨床心理士の派遣の必要性(行為の背景をつかみ、解決につなげる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの必要性(被害者の状況を見ての心理、傍観者であった事に対する罪悪感)
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> ・再発の可能性 ・問題の潜在化はないか。 ・PTSD、自殺の危険度のアセスメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的背景 ・加害者が次に被害者になることが多いこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・観衆や傍観者も被害者になること。みんなを守るために問題を解決するという事の理解

(4) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が認知されたときには家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報（経過・結果）を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしないようにする。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ・不登校相談（県教育センター）」や「子どもの人権110番（大分地方法務局）」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
- ③保護者及び関係機関との連携

	保護者・家庭	PTA・学校評議員・地域	医療機関・児童相談所・弁護士等	※警察
	担任	管理職	管理職・生徒指導担当	管理職・生徒指導担当
学校から伝えること	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者優先の姿勢で対応する方針 ・加害者へ毅然と対応する方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害関係者の意向を確認した上で校長が必要と判断した事象内容 ・見守り等の依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害関係者の意向を確認した上で校長が必要と判断した事象内容 ・学校への協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事象についての情報共有と対応の協議 ・犯罪行為となる(今後発展する恐れのある)いじめ事象内容、関係児童生徒、被害申告の意思、 ・学校の指導方針
学校が確認すること	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が知り得た情報 ・警察への被害申告の意思 ・学校に対する要望 ・学校に対する具体的支援の要望内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA、学校評議員、地域の方が知り得た情報 ・学校への具体的支援の内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が知り得た情報 ・専門的立場からの助言 ・学校への具体的支援の内容 	

5 ネットいじめへの対応

- ① 情報モラル向上授業の実施・・・専門家による授業、教職員・保護者も一緒に行うことが望ましい
- ② ネット上の情報収集(ブログ、プロフ、LINE等 SNS チェック)

6 重大事態への対応（疑いがある場合からの早期対応が重要）

重大事態とは

ア) 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・年間30日が目安だが、一定期間連続して欠席している場合などは迅速に調査に着手する

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合はもとより、その疑いがある段階から取り組むことが重要である

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

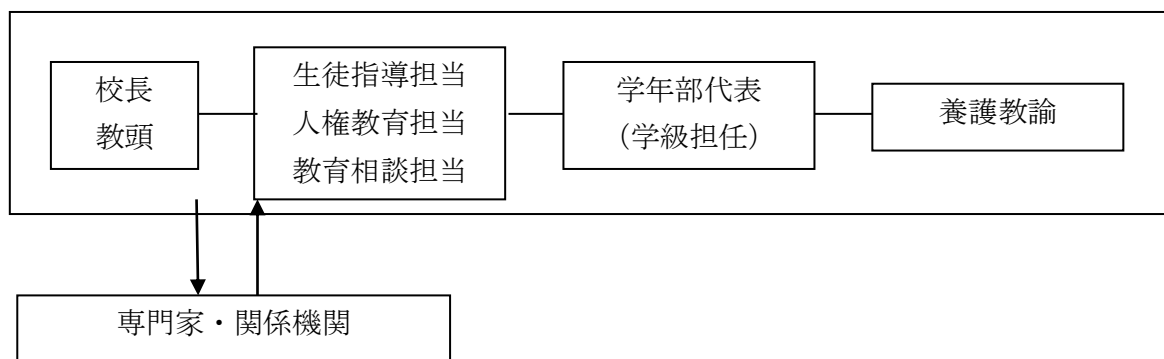
① 「いじめ・不登校・体罰調査委員会」

月1回全教職員で問題傾向を有する児童（「気になる子」）について、現状や指導についての情報の交換・経過についての話し合い、共通理解を行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職・生活指導担当・養護教諭・当該学級担任等による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

いじめ防止対策委員会



※必要に応じて【専門家・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育心理士等】を要請する

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画
- ・調査等情報の整理・分析

- ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断(結果を教委へ報告)
- ・配慮を必要とする児童への支援

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生活指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに、教頭に報告する。また、状況によっては緊急生活指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。

※年間計画

	いじめ防止を意識した取組	教職員研修
4月	仲間づくり・縦割り班、入学式	いじめ防止基本方針共通理解・引継ぎ
5月	防災訓練、自然の家、人権啓発強化週間	人権・同和教育研修
6月	地域交流会・いじめアンケート①	生徒指導研修、特別支援教育研修
7月	生活振り返りアンケート①	いじめアンケート結果から 生活振り返りアンケートから
8月	平和教育	情報モラル研修、事例研修
9月	運動会	
10月	道徳授業、中学校体験入学	
11月	西部っ子まつり、いじめアンケート②	人権・同和教育研修
12月	人権啓発強化週間 生活振り返りアンケート②	いじめアンケート結果から 生活振り返りアンケートから
1月		生徒指導研修、特別支援教育研修
2月	いじめアンケート③	
3月	生活振り返りアンケート③ 卒業式、修了式	いじめ・生活振り返りアンケート結果 統合後の新学校への引継ぎ

平成29年4月20日改訂